

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画の概要

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

市町村障がい福祉計画および市町村障がい児福祉計画は、障害者総合支援法*第88条および児童福祉法第33条の20の規定により、国の定めた基本的な方針に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児通所支援、市町村が独自に実施する地域生活支援事業などの事業の実施を確保することを目的として、策定が義務づけられています。

「幸手市障がい福祉計画」および「幸手市障がい児福祉計画」は、それぞれ第7期および第3期（令和6～8年度）にあたる計画で、サービス提供体制の確保等に係る成果目標や、サービスの種類ごとの必要な量の見込み等を定めたものです。

2 計画の基本方針

計画の策定および推進にあたっては、次の7つの基本方針に基づきサービス提供体制の確保と施策・事業の展開を図り、障がい者基本計画の基本理念および基本目標（34～35ページ）の実現をめざします。

（1）施設、病院から地域生活への移行の推進

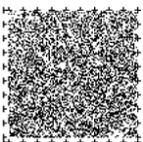
国や埼玉県、事業者等の関係機関と連携して、福祉施設や病院から地域生活への移行を推進します。そのために、「住まいの場」であるグループホーム*の設置を促進するとともに、「日中活動の場」の整備に努めます。一方、施設入所待機者がいることも踏まえ、入所が必要な障がい者等への支援に支障をきたすことのないよう配慮します。

（2）サービス提供体制の充実

障がい者や障がい児等のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービスも含め、サービス提供体制の整備に努めます。また、医療的ケア児など専門的な支援を要する子どもに対しても、近隣市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。

（3）就労支援の強化

障がい者が、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを進めます。このため、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を推進します。また、地域における福祉と就労および教育関係の機関が協力して雇用の促進を図ります。



(4) 相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した生活を営めるよう、近隣市町と協力して障害者生活支援センター、埼玉北地区基幹相談支援センター*を設置し、人材育成や関係機関の連携強化を図り、重層的な相談支援体制の整備・拡充に努めます。

(5) 障がい児への支援体制の強化

障がい児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできるよう、子どもの成長に合わせたきめ細やかな支援体制の構築をめざし、障がい児支援の提供体制の整備に努めます。

(6) 安心・安全な暮らしの確保

障がい者が地域で安心して生活していくために、地震や台風などへの対策を進めるほか、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策を継続します。

(7) 広域的な対応

障がい福祉施策・事業の推進に向け、広域的な対応が必要となる課題や取り組みについては、近隣市町や埼玉県などと連携し、効果的な推進を図ります。また、障がい者が利用するサービスは近隣市町にも及ぶため、サービスの利用状況や意向等を踏まえ、円滑なサービス提供ができるよう近隣市町との連携体制の強化に努めます。

